

宮 津 市 公 報

平成27年 1 月 5 日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

30 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
31 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
32 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	8
33 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	8

規 則

21 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	8
22 助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	9
23 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則	9
24 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則及び母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則	9
25 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	10

告 示

121 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード・個人番号カード関連事務の委任	10
122 字の区域及び名称の変更	10
123 字の区域及び名称の変更	11
124 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の氏名の変更	13
125 国民健康保険被保険者証の無効	14
126 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届	14
127 宮津市臨時福祉給付金支給要綱等の一部を改正する要綱	14
128 宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部を改正する要綱	15
129 宮津市創生本部設置要綱	15
130 宮津市の公の施設の指定管理者の指定	16

訓 令

6 宮津市指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程	17
----------------------------------	----

公 告

50 条件付一般競争入札の実施	18
51 漂流物の引渡し	20
52 宮津市営住宅等の入居者の公募	21
53 条件付一般競争入札の実施	21
54 宮津市職員採用試験実施要項	24

—— 教 育 委 員 会 ——

《 告 示 》

- 19 宮津市教育委員会定例会の招集 26
- 20 宮津市の公の施設の指定管理者の指定 26

《 訓 令 》

- 3 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 27

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《 告 示 》

- 79 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所 27
- 80 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻の繰上げ 28
- 81 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任 28
- 82 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時 29
- 83 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任 29
- 84 衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 30
- 85 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所 30
- 86 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所 30
- 87 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 30
- 88 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 31
- 89 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 31
- 90 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 31
- 91 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の時刻の繰上げ 31

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第30号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第 2 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第31号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 2 号イ中「4,100 円」を「4,200 円」に改め、同号ウ中「5,200 円」を「5,700 円」に改め、同号エ中「6,500 円」を「7,100 円」に改め、同号オ中「6,500 円」を「7,100 円」に、「600 円」を「700 円」に改める。

第21条第 2 項第 1 号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第 2 号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	138,600	188,700	225,600	264,500	291,700	323,100
	2	139,700	190,500	227,500	266,600	294,000	325,400
	3	140,900	192,300	229,400	268,600	296,300	327,700
	4	142,000	194,100	231,200	270,700	298,600	330,000
	5	143,100	195,700	232,900	272,700	300,700	332,300

6	144,200	197,500	234,800	274,800	303,000	334,400
7	145,300	199,300	236,700	276,900	305,300	336,600
8	146,400	201,100	238,500	279,000	307,600	338,800
9	147,500	202,800	240,200	281,100	309,800	341,000
10	148,900	204,600	242,100	283,200	312,100	343,200
11	150,200	206,400	243,900	285,300	314,400	345,400
12	151,500	208,200	245,800	287,400	316,700	347,600
13	152,800	209,800	247,500	289,500	318,900	349,600
14	154,300	211,700	249,400	291,600	321,100	351,700
15	155,800	213,600	251,200	293,700	323,300	353,800
16	157,400	215,500	253,000	295,800	325,500	355,900
17	158,700	217,300	254,700	297,800	327,600	357,800
18	160,200	219,200	256,700	299,900	329,700	359,800
19	161,700	221,100	258,700	302,000	331,800	361,800
20	163,200	223,000	260,700	304,100	333,800	363,700
21	164,600	224,700	262,600	306,200	335,900	365,800
22	167,300	226,600	264,500	308,300	338,000	367,700
23	169,900	228,500	266,400	310,400	340,100	369,700
24	172,500	230,400	268,200	312,500	342,200	371,700
25	175,200	232,000	270,200	314,400	343,800	373,700
26	176,900	233,800	272,100	316,500	345,800	375,700
27	178,600	235,500	274,000	318,600	347,800	377,700
28	180,300	237,300	275,900	320,700	349,800	379,700
29	181,800	238,700	277,700	322,700	351,600	381,300
30	183,600	240,200	279,600	324,800	353,500	383,100
31	185,400	241,700	281,500	326,900	355,400	384,900
32	187,100	243,200	283,400	329,000	357,300	386,600
33	188,700	244,600	285,100	330,600	359,200	388,400
34	190,200	246,100	287,000	332,600	361,000	389,800
35	191,700	247,600	288,900	334,700	362,800	391,400
36	193,200	249,200	290,800	336,800	364,500	393,000
37	194,500	250,500	292,500	338,700	366,000	394,500
38	195,800	252,100	294,300	340,700	367,300	395,700
39	197,100	253,700	296,100	342,700	368,700	396,900
40	198,400	255,300	297,900	344,700	370,100	398,100
41	199,700	256,700	299,700	346,600	371,600	399,200
42	201,000	258,100	301,400	348,500	372,500	400,400
43	202,300	259,500	303,100	350,400	373,600	401,600
44	203,600	260,900	304,800	352,300	374,700	402,800
45	204,800	262,100	306,500	353,800	375,500	403,500
46	206,100	263,500	308,200	355,300	376,400	404,200
47	207,400	264,900	309,900	356,800	377,300	404,900
48	208,700	266,300	311,600	358,300	378,200	405,600
49	209,800	267,600	312,800	360,000	379,200	406,200
50	210,900	268,800	314,400	360,800	380,000	406,900
51	212,000	270,100	316,000	362,000	380,800	407,600
52	213,100	271,400	317,600	363,000	381,600	408,300
53	214,300	272,500	319,300	363,900	382,300	409,000
54	215,300	273,700	320,900	365,000	383,000	409,700

55	216,300	275,000	322,500	366,000	383,700	410,400
56	217,300	276,300	324,100	367,100	384,400	411,000
57	218,100	277,400	325,600	368,000	384,900	411,600
58	219,100	278,500	326,800	368,700	385,500	412,200
59	220,000	279,600	328,000	369,400	386,200	412,800
60	221,000	280,700	329,200	370,100	386,900	413,400
61	221,800	281,900	330,000	370,600	387,300	413,900
62	222,800	282,900	330,900	371,200	388,000	414,600
63	223,800	283,900	331,700	371,900	388,600	415,200
64	224,800	284,900	332,500	372,600	389,200	415,800
65	225,500	285,700	333,400	372,900	389,700	416,100
66	226,500	286,600	333,800	373,600	390,300	416,700
67	227,500	287,500	334,600	374,300	390,900	417,400
68	228,600	288,400	335,400	375,000	391,500	417,900
69	229,400	289,400	336,200	375,400	391,900	418,400
70	230,200	290,200	336,900	376,000	392,500	419,100
71	231,000	291,000	337,600	376,700	393,200	419,800
72	231,800	291,800	338,300	377,300	393,800	420,500
73	232,600	292,600	338,800	377,700	394,100	421,000
74	233,300	293,100	339,400	378,300	394,800	421,700
75	234,000	293,600	340,000	379,000	395,500	422,400
76	234,700	294,100	340,600	379,600	396,000	423,100
77	235,400	294,200	340,900	380,000	396,400	423,600
78	236,200	294,600	341,400	380,500	397,100	
79	237,000	294,800	341,800	381,100	397,800	
80	237,800	295,200	342,300	381,600	398,500	
81	238,500	295,400	342,700	382,100	399,000	
82	239,200	295,600	343,200	382,700	399,700	
83	239,900	296,000	343,700	383,300	400,400	
84	240,600	296,300	344,200	383,700	401,100	
85	241,300	296,600	344,600	384,300	401,600	
86	242,000	296,900	345,000	384,900		
87	242,700	297,200	345,500	385,500		
88	243,400	297,600	345,900	386,100		
89	244,100	297,900	346,200	386,800		
90	244,600	298,300	346,600	387,400		
91	245,100	298,700	347,100	388,000		
92	245,600	299,100	347,500	388,600		
93	245,900	299,200	347,700	389,300		
94		299,500	348,100			
95		299,900	348,600			
96		300,300	349,000			
97		300,500	349,100			
98		300,800	349,600			
99		301,200	350,100			
100		301,600	350,400			
101		301,800	350,700			
102		302,100	351,100			
103		302,500	351,500			

	104		302,800	351,900			
	105		303,000	352,400			
	106		303,300	352,800			
	107		303,700	353,200			
	108		304,000	353,600			
	109		304,200	354,100			
	110		304,600	354,500			
	111		305,000	354,900			
	112		305,300	355,200			
	113		305,400	355,700			
	114		305,700				
	115		306,000				
	116		306,400				
	117		306,600				
	118		306,800				
	119		307,100				
	120		307,400				
	121		307,800				
	122		308,000				
	123		308,300				
	124		308,600				
	125		309,000				
再任用 職 員		186,800	214,400	258,600	278,800	294,200	320,100

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2（第 4 条関係）

教育職給料表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	151,900	167,700	288,700
	2	153,400	169,800	291,800
	3	154,900	171,900	294,900
	4	156,400	174,100	298,000
	5	158,100	176,100	300,700
	6	160,000	178,300	303,600
	7	161,800	180,500	306,700
	8	163,600	182,700	309,800
	9	165,400	185,000	312,800
	10	167,500	187,800	315,700
	11	169,500	190,500	318,600
	12	171,500	193,200	321,500
	13	173,500	196,100	324,200
	14	175,700	197,800	326,500
	15	177,900	199,400	328,700
	16	180,100	201,100	331,000
	17	182,400	202,900	333,300
	18	185,000	204,600	335,600
	19	187,500	206,300	337,900

20	190,000	207,900	340,200
21	192,500	209,700	342,500
22	194,200	211,600	344,800
23	195,900	213,500	347,100
24	197,600	215,400	349,400
25	199,100	217,100	351,600
26	200,700	219,100	353,500
27	202,300	221,100	355,400
28	203,800	223,100	357,300
29	205,500	225,000	359,200
30	207,200	227,700	361,100
31	208,900	230,400	362,800
32	210,600	233,100	364,700
33	212,100	235,900	366,500
34	213,800	238,800	368,200
35	215,500	241,700	370,000
36	217,200	244,500	371,800
37	218,700	247,200	373,700
38	220,400	250,000	375,300
39	222,100	252,800	376,900
40	223,800	255,600	378,500
41	225,600	258,400	379,800
42	227,400	261,000	381,300
43	229,200	263,600	382,800
44	230,900	266,200	384,300
45	232,800	268,600	385,900
46	234,500	271,200	387,500
47	236,200	273,700	389,100
48	237,900	276,200	390,700
49	239,600	278,700	392,100
50	241,300	281,200	393,600
51	243,000	283,800	395,100
52	244,600	286,400	396,600
53	245,900	288,900	397,800
54	247,600	291,500	399,100
55	249,200	294,000	400,200
56	250,900	296,500	401,400
57	252,300	298,800	402,900
58	253,800	301,400	404,100
59	255,300	304,000	405,400
60	256,800	306,700	406,700
61	258,300	309,200	408,000
62	259,800	311,700	409,000
63	261,300	314,200	410,400
64	262,700	316,700	411,800
65	264,000	319,100	413,000
66	265,600	321,300	414,100
67	267,200	323,500	415,300
68	268,700	325,700	416,500

69	270,400	328,000	417,500
70	271,900	330,200	418,700
71	273,400	332,400	419,900
72	274,900	334,500	421,100
73	276,100	336,700	421,900
74	277,400	338,900	422,700
75	278,700	341,100	423,500
76	280,000	343,300	424,300
77	281,400	345,200	424,900
78	282,600	347,100	425,700
79	283,800	349,000	426,400
80	285,000	350,900	427,100
81	286,300	352,700	427,900
82	287,400	354,500	428,500
83	288,600	356,300	429,000
84	289,800	358,100	429,700
85	290,800	359,500	430,400
86	291,800	361,200	430,900
87	292,800	362,900	431,500
88	293,800	364,500	432,200
89	294,900	366,000	432,900
90	295,800	367,300	433,500
91	296,700	368,700	434,200
92	297,600	370,100	434,700
93	298,100	371,600	435,200
94	298,900	372,900	
95	299,700	374,200	
96	300,500	375,500	
97	301,300	376,500	
98	302,100	377,500	
99	302,900	378,500	
100	303,700	379,500	
101	304,600	380,600	
102	305,100	381,600	
103	305,600	382,600	
104	306,100	383,600	
105	306,300	384,400	
106	306,700	385,300	
107	307,000	386,200	
108	307,300	387,200	
109	307,500	388,100	
110	307,700	389,100	
111	308,000	390,100	
112	308,300	391,100	
113	308,500	391,700	
114	308,700	392,600	
115	308,900	393,500	
116	309,200	394,400	
117	309,500	395,200	

	118	309,800	396,000	
	119	310,100	396,800	
	120	310,400	397,600	
	121	310,500	398,200	
	122	310,700	399,000	
	123	311,000	399,700	
	124	311,300	400,400	
	125	311,500	401,100	
	126		401,800	
	127		402,300	
	128		402,900	
	129		403,600	
	130		404,200	
	131		404,900	
	132		405,500	
	133		405,800	
	134		406,400	
	135		407,000	
	136		407,400	
	137		407,800	
	138		408,400	
	139		409,000	
	140		409,600	
	141		410,000	
	142		410,600	
	143		411,200	
	144		411,800	
	145		412,200	
	146		412,800	
	147		413,400	
	148		414,000	
	149		414,400	
再任用 職 員		226,200	275,200	329,600

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第 2 項第 1 号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第 2 号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第21条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第21条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成26年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

_____ * * * _____

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第32号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年条例第16号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第10号若しくは第 3 項第 2 号」を「第13条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第13号」を「第13条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 5 条第 7 項の規定は、平成26年12月 1 日から適用する。

_____ * * * _____

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第33号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例 (昭和34年条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「 390,000 円」を「 404,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

規 則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第21号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の83.5以上100分の135以下」を「100分の102.5以上100分の165以下」に改め、同条第2号中「100分の74以上100分の83.5未満」を「100分の91以上100分の102.5未満」に改め、同条第3号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同条第4号中「100分の67.5未満」を「100分の82.5未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の32.5超」を「100分の37.5超」に改め、同条第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改め、同条第3号中「100分の32.5未満」を「100分の37.5未満」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第13条及び第13条の2の規定は、平成26年12月1日から適用する。

* * *

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第22号

助産及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

助産及び母子保護の実施に関する規則(昭和46年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「が39万円」を「(医学的管理の下における出産について、特定出産事故(健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。)に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。)が404,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第23号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則(平成10年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第56条第10項」を「第56条第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則及び母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第24号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則及び母子保健法に基づく養育医療の給付

等に関する規則の一部を改正する規則

(宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部改正)

第 1 条 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則（平成10年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 及び別表第 2 備考 1 中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める。

（母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部改正）

第 2 条 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 (2)ウ中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第25号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成 6 年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第21条第 2 項中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第21条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

告 示

宮津市告示第121号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第 1 項の規定により、平成26年12月 3 日に地方公共団体情報システム機構に同項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした。

平成26年12月 8 日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

平成26年12月 9 日

宮津市長 井 上 正 嗣

字	小 字	地 番	付 記
田 井	家 ノ 後	5 4 6	
〃	〃	5 4 7	

〃	〃	5 7 4	
〃	石 谷	5 7 6 の 1	

上記の土地を字田井に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
田 井	小 池 の 浜	4 3 8 の 1	

上記の土地を字田井小字小池ノ濱に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
田 井	岡 町	5 0 3 の 2	

上記の土地を字田井小字岩元に変更する。

備考 地番は、平成 9 年 5 月 21 日現在のものである。

* * *

宮津市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

平成26年12月 9 日

宮津市長 井 上 正 嗣

字	小 字	地 番	付 記
田 井	下田井ノ内六百合	5 の丙	
〃	〃	6	
〃	〃	6 の乙	
〃	〃	7	
〃	下 モ 田	2 5 の 1 7	
〃	〃	2 5 の 1 8	
〃	〃	2 5 の 1 9	
〃	〃	2 5 の 2 0	
〃	〃	2 5 の 2 1	
〃	〃	2 5 の 2 2	
〃	〃	2 5 の 2 3	
〃	〃	2 5 の 2 4	
〃	〃	2 5 の 2 5	
〃	岩本ノ内未ヶ谷	6 3	
〃	岩本ノ内未ガ谷	6 4	
〃	〃	6 5	
〃	〃	6 6	
〃	〃	6 7	
〃	〃	6 8	
〃	〃	6 9	
〃	〃	7 0	
〃	〃	7 1	
〃	〃	7 2	
〃	フ ケ	8 7 の 1	
〃	〃	1 6 5 の乙	

〃	六 百	1 5 5	
〃	〃	1 5 6	
〃	〃	1 5 7	
〃	〃	1 5 8	
〃	〃	1 5 8 の 1	
〃	〃	1 5 9	
〃	〃	1 5 9 の 1	
〃	〃	1 6 0	
〃	〃	1 6 1	
〃	甘 酒	1 6 6 の 1	
〃	〃	1 6 6 の 2	
〃	〃	1 6 6 の 3	
〃	〃	1 6 7	
〃	〃	1 6 8	
〃	〃	1 6 9	
〃	〃	1 7 0	
〃	〃	1 7 0 の 1	
〃	〃	1 7 0 の 2	
〃	〃	1 7 1	
〃	小 田	2 2 2 の 1	
〃	〃	2 2 2 の 2	
〃	〃	2 2 4	
〃	〃	2 2 4 の 乙	
〃	岩 元	4 5 7	
〃	末 ケ 谷	4 6 3	
〃	〃	4 6 3 の 1	

上記の土地を字田井小字岩本に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
島 陰		8 7 4	
矢 原	イケノシリ	8 0	
〃	ヤ シ キ	1 6 4	
〃	〃	1 6 7	
〃	〃	1 6 7 の 1	
〃	〃	1 7 7 の 1	
〃	サ ク ラ ダ	1 8 4 の 1	
〃	〃	1 8 5 の 1	
〃	〃	1 8 5 の 2	
〃	背 戸	3 9 7 の 1	
獅 子	ヤ シ キ	6 2 3 の 1	
〃	〃	7 3 5	
〃		6 2 3 の 2	
〃		7 3 6	
〃		7 3 7	
〃	セ ド	7 3 8 の 2	

〃	〃	7 3 8 の 3	
---	---	-----------	--

上記の土地を字矢原に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
矢 原	背 戸	3 9 2	

上記の土地を字矢原小字カハバタに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
矢 原		5	
獅 子		6 2 5 の 1	

上記の土地を字矢原小字ヤシキに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
獅 子	佐右工門ヤシキ	5 3 4 の 1	
〃	〃	5 3 4 の 3	
〃	ヤシキコマイ	5 3 8	
〃	ヤ シ キ	5 5 1 の 1	
〃	〃	5 5 1 の 2	
〃	〃	5 5 1 の 3	
〃	セ ド	5 5 3	
〃	〃	5 7 4	
〃	〃	5 8 2	
〃	ヤシキ木舞	5 8 4	
〃	〃	5 8 6	
〃	ヤ シ キ 上	5 8 7	
〃	ヤ シ キ 下	5 8 9 の 1	
〃	〃	5 8 9 の 2	

上記の土地を字獅子に変更する。

備考 地番は、平成10年 5 月12日現在のものである。

_____ * * * _____

宮津市告示第124号

平成26年 4 月 1 日付け宮津市告示第47号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、氏名の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成26年12月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 ミニストップ丹後由良店 店長 遊 佐 淳 史

変更後 ミニストップ丹後由良店 店長 渡 辺 久 樹

2 変更日

平成26年12月 5 日

_____ * * * _____

宮津市告示第125号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成26年12月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1		
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日
宮 - 0010044	平成4年4月11日	平成25年4月1日	平成26年11月19日
宮 - 0017795	平成18年1月16日	平成25年4月1日	平成26年11月10日

* * *

宮津市告示第126号

次の者について、宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成26年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第117号

- (1) 名 称 佐伯工業株式会社
 (2) 所 在 地 舞鶴市字倉谷1793番地
 (3) 代 表 者 代表取締役 江 上 英 二

* * *

宮津市告示第127号

宮津市臨時福祉給付金支給要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市臨時福祉給付金支給要綱等の一部を改正する要綱

（宮津市臨時福祉給付金支給要綱の一部改正）

第1条 宮津市臨時福祉給付金支給要綱（平成26年告示第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号工(イ)中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

（宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱の一部改正）

第2条 宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱（平成24年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

（宮津市介護支援専門員実務研修受講試験受験対策講座受講費補助金交付要綱の一部改正）

第3条 宮津市介護支援専門員実務研修受講試験受験対策講座受講費補助金交付要綱（平成25年告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

（宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部改正）

第4条 宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱（平成25年告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

（宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部改正）

第5条 宮津市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年告示第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

第6条第1項中「第24条第3号」を「第24条第4号」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第128号

宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部を改正する要綱

宮津市建設工事請負業者指名要綱（平成14年告示第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は市長が特に必要があると認める
とき」を削る。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第129号

宮津市創生本部設置要綱を次のように定める。

平成26年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市創生本部設置要綱

（設置）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく宮津市におけるまち・ひと・
しごと創生に関する施策を総合的に推進するため、宮津市創生本部（以下「創生本部」という。）
を設置する。

（所掌事項）

第2条 創生本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び実施の推進に関すること。
- (2) 地域再生計画の策定及び実施の推進に関すること。
- (3) アクションプログラムの策定及び実施の推進に関すること。
- (4) 地域創生懇談会の開催その他まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、各室長、出納管理室長、議会事務局長及び教育委員会事務局総括室長をもっ
て充てる。

第4条 本部長は、創生本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 創生本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、専門知識を有する者その他関係する者の出席を求め、意見を聞くこと
ができる。

（庶務）

第6条 創生本部の庶務は、企画総務室において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第130号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成26年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 宮津会館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 河 嶋 学

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 河 嶋 学

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 宮津市福祉センター（宮津市字鶴賀2085番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会

代表者 会長 岩 瀬 英 輔

所在地 宮津市字鶴賀2085番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 宮津市デイサービスセンター松寿園（宮津市字惣420番地の1）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人北星会

代表者 理事長 青 木 眞 久

所在地 宮津市字宮村1277番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

5 宮津市デイサービスセンターはまなす苑（宮津市字由良1289番地の1）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人北星会

代表者 理事長 青 木 眞 久

所在地 宮津市字宮村1277番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

6 宮津市農産物等直売所（宮津市字浜町3008番地）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宮津まごころ市運営組合

代表者 組合長 野 村 一 雄

所在地 宮津市字浜町3008番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

7 宮津市林業振興センター（宮津市字須津2268番地の4）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宮津地方森林組合

- 代表者 代表理事組合長 三 野 茂 春
所在地 宮津市字須津2268番地の4
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 8 宮津市水産加工販売施設（宮津市字田井277番地の1）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 田井自治会
代表者 会長 森 和 宏
所在地 宮津市字田井609番地
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 9 宮津市海洋釣り場（宮津市字小田宿野816番地の1地先）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 小田宿野自治会
代表者 会長 小 倉 正 博
所在地 宮津市字小田宿野400番地
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 10 世屋高原家族旅行村（宮津市字松尾96番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 世屋高原活用協議会
代表者 西 原 美知子
所在地 宮津市字木子1017番地
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 11 宮津市大江山スキー場施設（宮津市字小田413番地ほか）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 合同会社大江山スキー観光
代表者 代表社員 岡 伸 侍
所在地 宮津市字小田413番地
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 12 宮津市天橋立ユース・ホテル（宮津市字中野905番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 一般財団法人京都ユースホテル協会
代表者 会長 堀 場 厚
所在地 京都市右京区太秦中山町29番地 宇多野ユース・ホテル内
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

訓 令

宮津市訓令甲第6号

庁中一般
各 かい

宮津市指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市指名業者選考委員会規程の一部を改正する規程
宮津市指名業者選考委員会規程（平成14年訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建設工事等」を「建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条第 1 号中「建設工事等」を「建設工事」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、宮津市建設工事請負業者指名要綱（平成14年告示第87号）第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による指名（指名業者数が 5 者未満の場合を除く。）を除く。

第 5 条第 1 項中「原則として」を削る。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（秘密の保持）

第 6 条 委員会の議事は、公表しない。

2 委員会の出席者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

公 告

宮津市公告第50号

条件付一般競争入札の実施について

須津第 3 処理分区マンホールポンプ設備更新工事（宮下26第14号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月 2 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 須津第 3 処理分区マンホールポンプ設備更新工事
- (2) 工事番号 宮下26第14号
- (3) 工事場所 宮津市字須津地内
- (4) 工事概要 マンホールポンプ設備
 - 機械設備 一式
 - ・汚水ポンプ 更新 2 台
 - ・空気抜き弁 更新 2 個
 - 電気設備 一式
 - ・ポンプ制御盤 部品類更新
 - ・投込圧力式水位計 更新 1 組
 - ・フローとスイッチ 更新 1 台
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成27年 3 月20日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担 当 室 宮津市建設室（建設管理係）
宮津市役所本館南棟 2 階
郵便番号 626-8501
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1628（直通）
FAX番号 0772-25-1691
E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 機械器具設置工事
- (3) 許可区分 一般建設業許可
- (4) 総合評定値 機械器具設置工事の経審総合評定値が800点以上

- (5) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者
- (6) 施 工 実 績 平成15年以降に、地方自治体発注のマンホールポンプ設備工事で、1 (4) 工事概要に示す規模と同等程度以上の工事の元請として実績があること。
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。
- (8) そ の 他 ア 本工事において設置するマンホールポンプを自社で製造することができること。
イ その他については「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
 - イ 配置予定技術者調書（別記様式3）
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - ウ 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。
 - （ア）アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
 - （イ）イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成26年12月2日（火）から平成26年12月11日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成26年12月2日（火）から平成26年12月15日（月）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当室に同じ
*）設計図書は宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付
平成26年12月2日（火）から平成26年12月11日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
ただし、郵送の場合は平成26年12月11日（木）午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付
設計図書に関する質問
平成26年12月15日（月）まで。ただし、郵送の場合は平成26年12月15日（月）午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧
設計図書に関する回答
平成26年12月16日（火）
閲覧場所 2に示す担当室に同じ
*）回答書は宮津市ホームページに掲載する。

(申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成26年12月19日(金)午前11時00分

宮津市役所本館南棟 1 階第 2 会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3 の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

9 予定価格

予定価格は、6,621,480円(税込)とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

11 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の2割以内(限度額50,000千円)で前金払を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第51号

水難救護法(明治32年法律第95号)第29条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成27年6月5日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、同法第28条第1項の規定により所有者がないものと認め処分します。

平成26年12月5日

宮津市長 井 上 正 嗣

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 拾得物件 | F R P製ボート1隻(長さ 350cm、幅 130cm、特徴 船体黄色) |
| 2 | 拾得日時 | 平成26年12月1日 午前3時30分頃 |
| 3 | 拾得場所 | 栗田湾沿岸
京都府宮津市所在の黒崎灯台から真方位184度4,100m付近(北緯35度56.05分 東経 |

135度25.08分)

* * *

宮津市公告第52号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成26年12月5日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種 別	家賃（月額）	戸 数	規 格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A 棟	39,000円	1	3 D K

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成26年12月19日（金）から平成27年2月27日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。）

7 入居時期 入居決定した日から約2週間後

* * *

宮津市公告第53号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市公共下水道関連舗装工事（その3）（宮下26第17号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年12月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宮津市公共下水道関連舗装工事（その3）
- (2) 工事番号 宮下26第17号
- (3) 工事場所 宮津市字江尻地内
- (4) 工事概要 石張舗装工事
工事延長 L = 630.0m
石張舗装 1,287.2 m²
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成27年3月25日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担 当 室 宮津市建設室（建設管理係）
宮津市役所本館南棟2階

郵便番号 626-8501
所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1628 (直通)
FAX番号 0772-25-1691
E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 ほ装工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 ほ装工事
- (3) 許可区分 特定建設業許可
- (4) 総合評定値 ほ装工事の経審総合評定値が800点以上
- (5) 営業所所在地 京都府丹後、中丹東、中丹西土木事務所管内に本社・営業所を置く者
- (6) 施工実績 過去10年間に、ほ装工事で元請負又は一次下請けの実績があること。
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「ほ装工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (8) その他 その他については「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式1)
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書 (別記様式2)

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書 (別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者 (以下「技術者」という。) の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専念できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成26年12月17日 (水) から平成27年1月6日 (火) までの午前9時から午後5時まで (期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

- (2) 設計図書等の閲覧期間

平成26年12月17日 (水) から平成27年1月9日 (金) までの午前9時から午後5時まで (期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 設計図書は宮津市ホームページに掲載する。

- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成26年12月17日 (水) から平成27年1月6日 (火) までの午前9時から午後5時まで (期間

中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

ただし、郵送の場合は平成27年1月6日(火)午後4時までには必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成27年1月9日(金)まで。ただし、郵送の場合は平成27年1月9日(金)午後4時までには必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成27年1月13日(火)

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 回答書は宮津市ホームページに掲載する。

(申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成27年1月16日(金)午前10時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

9 予定価格

予定価格は、35,910,000円(税込)とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

11 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の2割以内(限度額50,000千円)で前金払を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

————— * * * —————

宮津市公告第54号

宮津市職員採用試験実施要項

平成27年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成26年12月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試 験 区 分	採用予定者数	受 験 資 格
電気技術職	1 名	(1) 昭和49年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（電気）課程を修得し卒業した方又は平成27年 3 月末日までに卒業見込みの方 (2) 昭和49年 4 月 2 日以降に生まれた方で、電気主任技術者（第 1 種・第 2 種・第 3 種）又は第 1 種電気工事士の資格を有する方（平成27年 3 月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）
主任介護支援専門員	1 名	昭和44年 4 月 2 日以降に生まれた方で、主任介護支援専門員の資格を有する方（平成27年 3 月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

資格を取得見込みで受験した方が、平成27年 3 月末日までに資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成27年 1 月25日(日) 午前 8 時30分（午前 8 時20分集合）	第 1 次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市役所（宮津市字柳縄手）	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第 1 次試験

試験科目

区 分	試 験 科 目
電気技術職	一般教養試験・専門試験（電気）・適性検査
主任介護支援専門員	一般教養試験・適性検査・作文

試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間 2 時間 （出題分野） 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専 門 試 験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間 2 時間（高卒は 1 時間30分）
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作 文	筆記試験 試験時間50分

(2) 第 2 次試験

身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成26年12月22日以後に診断されたものに限ります。）

個別面接

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第 1 次合格発表	2月中旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	3月上旬（予定）	

電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成27年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成27年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成28年3月31日までです。

6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書（写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き） 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 最終学年までの成績証明書 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 電気主任技術者免状又は電気工事士免状の写し（電気技術職受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。） 主任介護支援専門員研修修了証書の写し（主任介護支援専門員受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書き、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 企画総務室職員係（本館3階）

7 受験申込みの受付期間

平成26年12月22日(月)から平成27年1月16日(金)まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、1月16日(金)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、1月21日(水)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等

(平成26年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	166,176円 (173,100円)	147,552円 (153,700円)	135,360円 (141,000円)

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

() 書きは、財政健全化のための給与減額措置をしなかったとした場合の金額です。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2	宮津市役所本館3階(企画総務室職員係)

第 2 次試験		総合順位	週間	(土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで)
---------	--	------	----	--

10 受験についての問い合わせ先

宮津市企画総務室職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1

直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

【参 考】

地方公務員法第16条(抄)

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図(略)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第19号

平成26年第17回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月17日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成26年12月19日(金)午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第20号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年教委規則第4号)においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第7条の規定により告示する。

平成26年12月26日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 宮津市民体育館(宮津市字浜町3000番地)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

代表者 理事長 河 嶋 学

所在地 宮津市字浜町3000番地

(2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

2 みやづ歴史の館(宮津市字鶴賀2164番地)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター

- 代表者 理事長 河 嶋 学
所在地 宮津市字浜町3000番地
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）
- (1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地
名 称 公益財団法人宮津市民実践活動センター
代表者 理事長 河 嶋 学
所在地 宮津市字浜町3000番地
- (2) 指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

— * * * —

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁 中 一 般
各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月26日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表2 特別休暇の取扱いの項の表(16)の項中「以上」を削り、「、7日に当該子の数から1を減じて得た数を加えて得た日数」を「10日、当該子を3人以上養育する職員にあっては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数」に改める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第79号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成26年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
第2投票区	桜山会館	" 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	" 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	" 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	" 京口126番地
第6投票区	城東会館	" 吉原2573番地

第 7 投票区	たんぽぽ保育園	〃 惣906番地
第 8 投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第 9 投票区	中村公民館	〃 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンタ - せんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	〃 田原76番地の1
第24投票区	梅ヶ谷公民館	〃 奥波見182番地
第25投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第26投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第27投票区	落山公会堂	〃 日ヶ谷4654番地
第28投票区	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投 票 所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第20投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第21投票所	午前 7 時から午後 6 時まで
第23投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第24投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第26投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第27投票所	午前 7 時から午後 7 時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第81号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1 投票区	<省略>	上 山 栄 一	<省略>	大 井 良 竜
〃 2 〃	〃	河 島 文 衛	〃	林 崎 芳 紀

" 3 "	"	中 村 明 昌	"	塩 田 孝 史
" 4 "	"	森 口 英 一	"	廣 瀬 政 夫
" 5 "	"	尾 崎 吉 晃	"	河 合 隆 太
" 6 "	"	高 村 一 彦	"	大 上 仁 志
" 7 "	"	小 牧 美 忠	"	早 川 善 朗
" 8 "	"	田 中 修 二	"	河 原 浩 志
" 9 "	"	公 庄 哲	"	福 田 憲 通
" 10 "	"	河 原 哲 也	"	高 松 信 久
" 11 "	"	木 村 裕 志	"	田 野 博 司
" 12 "	"	三 宅 秀 明	"	中 嶋 章 夫
" 13 "	"	坂 根 雅 人	"	西 原 誠 二
" 14 "	"	笠 井 裕 代	"	松 島 義 孝
" 15 "	"	山 口 孝 幸	"	永 濱 智 恵 美
" 16 "	"	細 野 英	"	千 阪 季 成
" 17 "	"	松 井 正 之	"	辻 村 範 一
" 18 "	"	居 村 真	"	吉 田 典 彦
" 19 "	"	大 銅 浩 助	"	黒 田 浩
" 20 "	"	小 谷 栄 一	"	廣 野 俊 輔
" 21 "	"	松 崎 正 樹	"	藤 原 健 二
" 22 "	"	前 田 繁	"	藤 原 節 夫
" 23 "	"	藤 田 憲 一	"	中 村 善 之
" 24 "	"	佐 田 野 享	"	小 池 康 文
" 25 "	"	木 本 藤 夫	"	谷 口 宏 幸
" 26 "	"	宮 崎 茂 樹	"	黄 前 佳 之
" 27 "	"	山 根 洋 行	"	橋 本 一 郎
" 28 "	"	小 西 肇	"	矢 野 善 記

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第82号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 開票場所

開票所名 みやづ歴史の館 宮津市字鶴賀2164番地

2 開票日時

平成26年12月14日 午後 9 時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第83号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

開票管理者

住 所 <省略>

氏 名 堀 口 善 一

開票管理者職務代理者

住 所 <省略>

氏 名 小 谷 久 代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第84号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成26年12月11日 午後 6 時

2 場 所 宮津市役所 第 1 会議室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第85号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のように定める。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票所名	建 物 の 名 称	所 在 地
期日前投票所	宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の 1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第86号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

施 設 名	所 在 地
宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の 1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第87号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成26年12月 2 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省略>	堀 口 善 一	平成26年12月 3 日
		平成26年12月 6 日
		平成26年12月 9 日
"	小 谷 久 代	平成26年12月 5 日
		平成26年12月 7 日
		平成26年12月10日
"	白 石 肇 子	平成26年12月11日
		平成26年12月13日
"	今 澤 正 和	平成26年12月 4 日
		平成26年12月 8 日
		平成26年12月12日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省略>	河 島 ひとみ	平成26年12月3日から 平成26年12月13日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第88号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 3 2 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第89号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5 , 5 1 8 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第90号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2 , 7 5 9 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第91号

平成26年12月2日付け宮津市選挙管理委員会告示第82号で告示した平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

平成26年12月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一